

## ごみの減量化と資源化に ご協力ください！

事業所などから排出されるごみは、「事業系ごみ」として法律や条例の規定により事業者は自らの責任において適正に処理しなければなりません。みなかみ町でも多くの事業系ごみが発生しており、減量化と再資源化への取組が必要になっています。 限りある資源を有効に活用するために、もう一度ごみの処理方法を見直し、ごみの減量化と資源化にご協力をお願いいたします。

★ ごみの分別を徹底しましょう。

★ 資源ごみはリサイクル業者へ処理を委託しましょう。

## 奥利根アメニティパークへの搬入について

事業系一般廃棄物(生ごみ、紙くず、木製品、衣類、布団など産業廃棄物以外のもの)、資源物(新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、紙パックなど)の取り扱い、次のとおりです。

◆ご自身で、奥利根アメニティパークへ搬入する。

◆町収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し、奥利根アメニティパークに搬入する。

**みなかみ町の「資源と家庭ごみの分け方・出し方」を参考に、搬入ごみを分別してお越しください。**事業系一般廃棄物に該当しても、奥利根アメニティパーク施設の受入条件に合わなければ搬入できません。 ご不明な点がございましたら、奥利根アメニティパークまでご連絡ください。

「ごみの分け方・出し方及び町収集運搬許可業者」(みなかみ町ホームページ)

<https://www.town.minakami.gunma.jp/life/09sumai/gomi/2026-0624-1322-71.html>

## 【奥利根アメニティパーク ごみ搬入受付時間等】

受 付 日: 平日(開庁日)

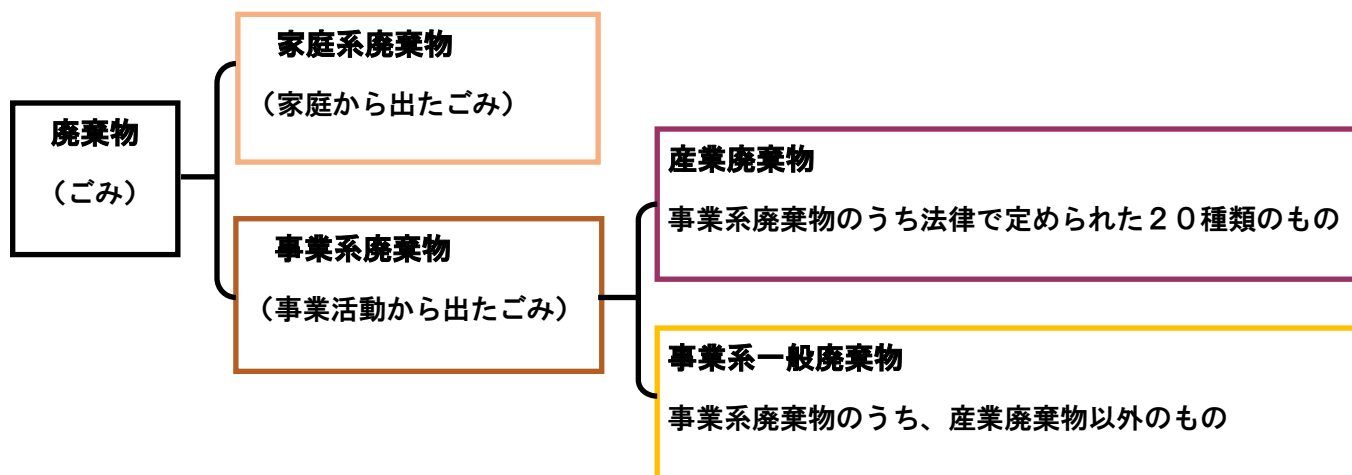
受付時間 : 午前9時～午前11時45分      午後1時～午後4時

**※午前11時45分から午後1時の間は搬入ができませんので、ご注意ください。**

※平日以外(閉庁日)は、毎月第3日曜日のみ搬入受付を行っています。

## 産業廃棄物と一般廃棄物について

事業活動によって発生する廃棄物は、自らの責任において処理しなければならない産業廃棄物と、町で定める方法に従って処理する事業系一般廃棄物があります。さらに事業系一般廃棄物の中で資源化可能なものについては、資源物として分別し、資源化を進める必要があります。



## 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物は、「量」や「質」にかかわらず一般廃棄物として処理できません。処分業者に自ら搬入するか、運搬業者に依頼してください。また、産業廃棄物の処理・運搬については、必ず群馬県から許可を受けた業者に委託してください。

産業廃棄物処理業者の情報(群馬県ホームページ)

<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131421.html>

産業廃棄物は20種類のものが法律で定められています。産業廃棄物に該当するか否かは、次表の産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の分類を参考にしてください。

## 産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の分類

| 産業廃棄物の種類 | 具体的な対象（例）                                                               | 排出事業所（例）                 | 該当区分         |       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------|-------|
|          |                                                                         |                          | 事業系<br>一般廃棄物 | 産業廃棄物 |
| 燃えがら     | 木炭、重油、石炭などの燃焼物の焼却灰、炉の清掃排出物（すす）等                                         | 全事業所（浴場、焼肉店など）           |              | ●     |
|          | 産業廃棄物の木くず、カンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰                                           | 建設業、製材業、木製品製造業など         |              | ●     |
| 汚泥       | 工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物、下水道汚泥等                                            | 全事業所（工場、飲食店、旅館など）        |              | ●     |
| 廃油       | 天ぷら油、自動車オイル、グリースなどの鉱物油、溶剤（シンナー、トルエンなど）等                                 | 全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業者等） |              | ●     |
| 廃酸       | 酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等                                            | 全事業所（写真現像所、食品製造業等）       |              | ●     |
| 廃アルカリ    | アルカリ性の廃液を含むもので、自動車用不凍液等                                                 | 全事業所                     |              | ●     |
| 廃プラスチック  | 合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡緩衝材、発泡スチロール、トレイ類 | 全事業所                     |              | ●     |
|          | 飲食店等で客に提供したプラスチック容器、業務用のペットボトル等                                         | 飲食店、旅館、ホテル、スーパー、パチンコ店など  |              | ●     |
|          | 従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当箱等のプラ製包装容器、プラ製品、ビニール袋、発泡スチロール、トレイ、ペットボトル等             | 会社、事務所、事業所など             | ●            |       |

| 産業廃棄物の種類             | 具体的な対象（例）                                     | 排出事業所（例）                 | 該当区分         |       |
|----------------------|-----------------------------------------------|--------------------------|--------------|-------|
|                      |                                               |                          | 事業系<br>一般廃棄物 | 産業廃棄物 |
| ゴムくず                 | 天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等（※合成ゴムは廃プラスチック類）   | 全事業所                     |              | ●     |
| 金属くず                 | 鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミ、番線、ボルト、空き缶等                  | 全事業所                     |              | ●     |
|                      | 従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等               | 全事業所                     | ●            |       |
| ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず | ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等               | 全事業所                     |              | ●     |
|                      | 従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん                         | 会社、事務所、事業所など             | ●            |       |
| 鉱さい                  | 炉の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等                         | 高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業など      |              | ●     |
| がれき類                 | 工作物の新築、改築、除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガ、アスファルトの破片等 | 全事業所                     |              | ●     |
| ばいじん                 | ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの                    | ばい煙発生施設                  |              | ●     |
| 産業廃棄物を処分するために処理したもの  | コンクリート固化物、焼却灰の溶融固化物                           | 廃棄物処理施設など                |              | ●     |
| 紙くず<br>※業種指定あり       | 包装材、板紙、壁紙など建設現場から排出される紙くず等                    | 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）   |              | ●     |
|                      | パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等                             | パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業 |              | ●     |
|                      | 新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等                  | 会社、事務所、事業所、スーパー、飲食店など    | ●            |       |

| 産業廃棄物の種類        | 具体的な対象（例）                                               | 排出事業所（例）                    | 該当区分         |       |
|-----------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------|-------|
|                 |                                                         |                             | 事業系<br>一般廃棄物 | 産業廃棄物 |
| 木くず<br>※業種指定あり  | 型枠、足場材、建具工事等の<br>残材、伐根・伐採材、木造解体<br>材等                   | 建設業（工作物の新築、改築、除<br>去に伴うもの）  |              | ●     |
|                 | 残材、チップ、おがくず等                                            | 製材業、木製品製造業、パルプ<br>製造業、家具製造業 |              | ●     |
|                 | 木製品、テーブル、椅子、<br>梱包材等                                    | 物品賃貸業に係る廃木製品                |              | ●     |
|                 |                                                         | 会社、事務所、事業所など                | ●            |       |
|                 | 木製電柱、木製電線ドラム等                                           | 電気工事業                       |              | ●     |
|                 | 測量杭・測量ポール                                               | 測量業                         | ●            |       |
|                 | 街路樹せん定木、庭木せん定<br>木                                      | 造園業、園芸サービス業                 | ●            |       |
|                 | 木製部品とプラ製部品が一体<br>となった椅子、机等                              | 全事業所                        |              | ●     |
|                 | 木製パレット（パレットに固定さ<br>れた木製の構築物を含む。※<br>貨物流通のために使用したも<br>の。 | 全事業所                        |              | ●     |
| 繊維くず<br>※業種指定あり | 廃ウエス、ロープ類、畳、じゅう<br>たん等                                  | 建設業（工作物の新築、改築、除<br>去に伴うもの）  |              | ●     |
|                 | 木綿くず、糸くず、羊毛くず等<br>の天然繊維                                 | 製糸業、紡績業                     |              | ●     |
|                 | 合成繊維くず（※廃プラスチック<br>類に分類される）                             | 繊維製品製造業、製紙業、紡績<br>業         |              | ●     |
|                 | 布製の衣類、布団、、座布団<br>等                                      | 百貨店、スーパー、寝具店など              | ●            |       |

| 産業廃棄物の種類            | 具体的な対象（例）                                                           | 排出事業所（例）                                 | 該当区分         |       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------|-------|
|                     |                                                                     |                                          | 事業系<br>一般廃棄物 | 産業廃棄物 |
| 動植物性残さ<br>※業種指定あり   | 魚、獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず、おから等（原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物） | 食料品製造業（パン・菓子製造業、めん類製造業、製粉業、豆腐製造業等）、香料製造業 |              | ●     |
|                     |                                                                     | 卸売り市場、スーパー、小売店、飲食店、旅館、ホテルなど              | ●            |       |
|                     | 賞味期限切れの製品くず                                                         |                                          |              |       |
| 動物系固形不要物<br>※業種指定あり | 家畜の解体等により生ずる骨等の残さ                                                   | と畜場、食鳥処理場                                |              | ●     |
|                     | 食肉の骨等の残さ                                                            | 精肉店、飲食店、旅館、ホテルなど全事業所                     | ●            |       |
| 動物のふん尿<br>※業種指定あり   | 牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿                                              | 畜産農業                                     |              | ●     |
|                     | ペット、犬猫病院でのふん尿                                                       | ペットショップ、犬猫病院など                           | ●            |       |
| 動物の死体<br>※業種指定あり    | 牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体                                               | 畜産農業                                     |              | ●     |
|                     | ペットの死体                                                              | ペットショップ                                  | ●            |       |

※事業系一般廃棄物に該当しても、奥利根アメニティパーク施設等の受入条件に合わなければ搬入できません。特に動物のふん尿、死体などは、感染性や衛生上の問題がありますので、受け入れできません。ご不明な点がございましたら、奥利根アメニティパークまでご連絡ください。